

随 意 契 約 結 果

業 務 の 名 称	令和3年度 名古屋港飛島ふ頭東地区岸壁(-15m) (耐震) 支障物件移設工事に係る委託業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 藤田 亨 愛知県名古屋市港区築地町2番地
契 約 締 結 日	令和3年7月29日
契 約 業 者 名	名古屋港埠頭株式会社
契 約 業 者 の 住 所	愛知県名古屋市港区空見町40番地
契 約 金 額 (税 込 み)	¥42,735,000.-
予 定 価 格 (税 込 み)	¥44,990,000.-
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	<p>現在名古屋港では、中部圏で生産される自動車部品・産業機械等の貨物量の増加や船舶の大型化への対応を図るため、既存岸壁の老朽化対策と併せて水深15mの耐震強化岸壁への改良事業を実施している。本委託業務は、岸壁改良工事の実施に伴う支障物件について、コンテナターミナルの運営に阻害を与えないよう、支障物件の移設、原形復旧、機能確保等に関する基本計画の策定および計画策定に必要な調整、検討および設計に関する業務を行うものである。</p> <p>改良工事を実施する岸壁エプロン部及び荷さばき地部については、ターミナルの運営者ならびに外部からの複数のターミナル利用者によりコンテナの運び出しおよび積込みエリアとして活用されるとともに、場内シャーンを利用したコンテナ移動に伴う作業が高頻度で行われている。改良工事の実施に当たっては、支障となる付帯施設の撤去、移設および既設電気系統の切替等も必要であるが、これらは、日々供用されているコンテナターミナルの運営に阻害をあたえないよう、綿密な調整が求められるものである。</p> <p>名古屋港埠頭株式会社は、岸壁背後のふ頭用地並びに照明設備等の保安対策上の重要な施設も含まれる付帯施設の所有者かつ管理者であり、港運事業者・船社等利用者と貸付契約を締結していることから、複雑な既設電気系統のみならず、コンテナターミナル内における活動内容についても熟知しており、本業務を実施するにあたり、平行して実施する直轄工事の内容や進捗状況を踏まえた迅速かつ的確な調整及びその実施が可能な唯一の者である。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p>
備 考	